

令和8年度外国語版介護保険制度パンフレット
(韓国・朝鮮語、中国語、英語) 翻訳・版下作成業務仕様書

1. 規 格

A4判パンフレット【51頁(1頁(表紙)4色刷、50頁2色刷)、中綴じ】

2. 業務内容

介護保険課より貸与する介護保険制度パンフレット(日本語版)を標記3言語に意識(それぞれの言語圏において、いわゆる標準語として一般に使用される表現とし直訳等は不可)し、印刷用データ(アウトライン後)と編集用データ(アウトライン前)、PDFデータ(CD)をそれぞれCD1枚ずつに分けて納品すること。

令和7年度版の外国語版介護保険制度パンフレットから変更された箇所(文言、数値等)及び主管担当が必要と認める箇所(概ね変更箇所以外に15箇所程度を想定)について訳出・更新し、各言語で全体を通して表現を統一させること。

また、訳文は制度説明に関するものであり市民の利益に関するものであることから正確に行い、原稿の文意については必要に応じて、随時、主管担当に確認しながら作業を進めること。更に、当該言語を母国語とする者による訳文の点検も行うこと。

※版下作成にあたり、イラストレーター、フォトショップのいずれを使用いただいても構いません。

※「中国語」については、簡体字での作成をお願いいたします。

※変更箇所は各頁平均約10~20箇所程度の想定です。

3. 入稿方法

提供可能なデータ等は、以下のとおり。ただし、(1)~(3)のデータは、印刷用データ(アウトライン後)、編集用データ(アウトライン前)、PDFデータをCDもしくはメールにて提供する。

原稿(データ)等の引渡し日は、契約締結後1週間以内とする。なお、CDにてデータを提供した場合、CDについては業務終了後速やかに返却すること。

(1) 令和8年度日本語版パンフレットデータ

(2) 令和7年度日本語版パンフレットデータ

(3) 令和7年度外国語版(韓国・朝鮮語、中国語、英語)パンフレットデータ

(4) 令和7年度外国語版(韓国・朝鮮語、中国語、英語)パンフレット(冊子)

(5) 修正箇所一覧表(エクセルデータでの提供可)

(参考)パンフレットの日本語版・外国語版(韓国・朝鮮語、中国語、英語)の見本は別紙1参照。

4. 校 正

3言語を各2回(スケジュールについては別紙2を参照)

5. 委託期間

契約日~令和8年7月17日(金)

6. 担当・納入場所

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

TEL：06-6208-8016（担当：山本）

FAX：06-6202-6964

7. 再委託についての特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 翻訳、版下作成

2 受注者は、コピー、ワープロ、資料整理、配送などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8. その他

(1) 著作権及び版権は大阪市に帰属する。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は、見積書を提出する前に担当課に確認すること。

(3) PDFデータは1ページごとに1つのファイルとし、1ファイルあたり1MB以下に調整すること。

(4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）

(5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）

(6) 生成AIを利用する場合は、生成AIに関する特記仕様書を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）

自宅で利用できるサービス

訪問介護・訪問型サービス



たとえばこんなとき
入浴やトイレに行くのを手伝ってほしい

訪問介護員(ホームヘルパー)などが訪問し、身体介護や生活援助をします。通院時などの乗車や降車の介助もあります。

サービスの例

- **身体介護**……入浴、排せつのお世話、着替え、食事の介助、通院の付き添いなど
- **生活援助**……住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など
※同居の方がいる場合は、利用できないこともありますので、事前にケアマネジャー等にご確認ください。
- **通院等乗降介助**……通院時などの乗車や降車の介助
(1回あたり、身体介護は30分以上1時間未満の場合。生活援助は45分以上の場合。)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
身体介護(※)	4,303円	431円
生活援助(※)	2,446円	245円
通院等乗降介助	1,078円	108円

※サービス開始時間が、早朝(6~8時)・夜間(18~22時)の場合は25%、深夜(22~6時)の場合は50%加算されます。

次のようなサービスは 介護保険の対象外となります。

- 本人以外の部屋の掃除、庭の草むしり、大掃除など
- くわしくは、サービス提供事業者・ケアマネジャーにご確認ください。

総合事業の訪問型サービス(要支援1・要支援2・事業対象者)の場合

① 介護予防型訪問サービス 訪問介護員(ホームヘルパー)が身体介護や生活援助を行います。

② 生活援助型訪問サービス 大阪市の研修を修了した従事者などが生活援助を行います。

③ 住民の助け合いによる生活支援活動事業 地域の高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために、支え手として生活支援活動を行います。
※一部地域で実施

④ サポート型訪問サービス 閉じこもりの方、口腔機能向上や栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士が訪問し支援を行います。

※事業対象者は、原則、④サポート型訪問サービスのみ利用可能です。
(1か月あたり、1回でも利用されると月額の利用者負担が必要となります。) ※通院等乗降介助は利用できません。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
① 介護予防型訪問サービス(週1回程度の場合)	13,077円	1,308円
② 生活援助型訪問サービス(週1回程度の場合)	9,874円	988円
③ 住民の助け合いによる生活支援活動事業	利用者負担100円	
④ サポート型訪問サービス	利用者負担はありません。	

費用については、2024(令和6)年2月1日時点のもので、制度改正で変更になる可能性があります。

※地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護師などが日中・夜間を通じて、定期的巡回訪問と随時対応を行います。
(要介護1~5の方が利用できます。)
(1か月あたり)

たとえばこんなとき
24時間、いつでも対応してほしい



内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要介護1~5 一休型・連携型(介護)	60,559円~274,575円	6,056円~27,458円
要介護1~5 一休型・連携型(介護・看護)	88,359円~314,673円	8,836円~31,468円
夜間におのみのサービスが必要とする利用者	10,997円(定額/月) ※別途、利用者負担あり	1,100円(定額/月) ※別途、利用者負担あり

※地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護



たとえばこんなとき
夜も定期的に、おむつを替えてほしい

夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。
(要介護1~5の方が利用できます。)

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
基本月額	10,997円	1,100円
定期巡回(1回あたり)	4,136円	414円
随時訪問(1回あたり)	6,305円~8,495円	631円~850円

訪問入浴介護



たとえばこんなとき 寝たきりで家庭の浴槽では入浴が難しい

介護職員と看護師などが、移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して、入浴の介護を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	9,518円	952円
要介護1~要介護5	14,077円	1,408円

訪問看護



たとえばこんなとき 床ずれの手当や点滴の管理をしてほしい

医師の指示に基づき、看護師などが訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	8,829円	883円
要介護1~要介護5	9,151円	916円

(費用については2024(令和6)年6月からの金額です。)

訪問リハビリテーション



たとえばこんなとき
退院した後も自宅でリハビリを続けたい

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが訪問し、リハビリを行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
要支援1・2	3,242円	325円
要介護1~要介護5	3,351円	336円

(費用については2024(令和6)年6月からの金額です。)

居宅療養管理指導



たとえばこんなとき
療養上の指導、歯や服薬の管理をしてほしい

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師などが訪問し、療養上の管理・指導を行います。

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
医師(月2回を限度)	5,150円	515円
歯科医師(月2回を限度)	5,170円	517円
病院又は診療所の薬剤師(月2回を限度)	5,660円	566円
薬局の薬剤師(原則、月4回を限度)	5,180円	518円
管理栄養士(原則、月2回を限度)	5,450円	545円
歯科衛生士等(原則、月4回を限度)	3,620円	362円

(費用については2024(令和6)年6月からの金額です。)

자택에서 이용 가능한 서비스

방문개호·방문형 서비스



예를 들어 이런 경우
목욕 및 화장실로 이동할 때 도움이 필요하다.

방문개호원(홈헬퍼) 등이 방문하여 신체개호나 생활원조를 실시합니다. 통원 시 승하차를 부축하는 지원도 있습니다.

서비스의 예

- 신체개호.....목욕, 배설, 옷 갈아입기, 식사의 시중, 통원 시의 동행 등
- 생활원조.....주거 청소, 빨래, 장보기, 식사준비, 요리 등
※동거하는 분이 계실 경우에는 이용할 수 없는 경우가 있으므로 사전에 케어매니저 등에게 확인해 주십시오.
- 통원 시 승하차 부축.....통원 시 등의 승차 및 하차의 부축
(1회당, 신체개호는 30분 이상, 1시간 미만인 경우, 생활원조는 45분 이상인 경우.)

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
신체개호(※)	4,303엔	431엔
생활원조(※)	2,446엔	245엔
통원 시 승하차 도움	1,078엔	108엔

※서비스 시작시간이 아침(6~8시), 야간(18~22시)인 경우에는 25%, 심야(22~6시)인 경우에는 50%가 가산됩니다.

**다음과 같은 서비스는
개호보험에 해당되지 않습니다.**

- 본인 외의 방 청소, 정원의 잡초뽑기, 대청소 등.
- 자세한 내용은 서비스제공 사업자 및 케어매니저에게 문의해 주십시오.

종합사업 방문형 서비스(요지원1, 요지원2, 사업대상자)의 경우

①개호예방형 방문서비스

방문개호원(홈헬퍼)이 신체개호나 생활원조를 실시합니다.

②생활원조형 방문서비스

오사카시의 연수를 수료한 종사자 등이 생활원조를 실시합니다.

③주인의 상부상조를 통한 생활지원활동 사업 ※일부지역에서 실시

지역의 고령자가 자신의 삶의 보람 찾기와 개호예방을 위해 노력자가 되어 생활지원활동을 실시합니다.

④지원형 방문서비스

집에만 계시는 분, 구강기능항상이나 영양개선이 필요하신 분을 간호사, 치과위생사, 관리영양사가 방문하여 지원을 실시합니다.

※사업대상자는 원칙적으로 ④지원형 방문서비스만 이용할 수 있습니다.
(1개월당, 한 번이라도 이용하시면 월액으로 이용자 부담을 하셔야 합니다.) ※통원 시 등의 승하차 부축은 이용할 수 없습니다.

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
① 개호예방형 방문서비스(주 1회 정도의 경우)	13,077엔	1,308엔
② 생활원조형 방문서비스(주 1회 정도의 경우)	9,874엔	988엔
③ 주인의 상부상조를 통한 생활지원활동 사업	이용자 부담 100엔	
④ 지원형 방문서비스	이용자 부담은 없습니다.	

비용에 대해서는 2024년 2월 1일 시점의 것이며, 제도 개정으로 변경될 가능성이 있습니다.

※지역밀착형 서비스

정기순회·수시대응형 방문개호간호

24시간 안심하고 주에서 생활할 수 있도록 개호 직원과 간호사 등이 주간·야간에 정기적으로 순회 방문하고 수시로 대응합니다.

(요 개호 1~5에 해당하는 분들이 이용 가능합니다.)
(1개월당)

예를 들어 이런 경우
24시간, 언제든지 도움을 받고 싶다.



내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
요개호 1~5 일제형·연계형(개호)	60,559엔~274,575엔	6,056엔~27,458엔
요개호 1~5 일제형·연계형(개호·간호)	88,359엔~314,673엔	8,836엔~31,468엔
야간에만 서비스가 필요한 이용자	10,997엔(정액/월) ※별도로 이용자 부담 있음	1,100엔(정액/월) ※별도로 이용자 부담 있음

※지역밀착형 서비스

야간대응형 방문개호



예를 들어 이런 경우
야간에도 정기적으로 기저귀를 바꾸어 주었으면 좋겠다.

야간 순회와 통보시스템에 의해 방문개호합니다.
(요 개호 1~5에 해당하는 분들이 이용 가능합니다.)

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
기본 월액	10,997엔	1,100엔
정기 순회(1회당)	4,136엔	414엔
수시 방문(1회당)	6,305엔~8,495엔	631엔~850엔

방문목욕개호



예를 들어 이런 경우 목이 불편하여 집에서 목욕하기 어려운 경우

개호 직원과 간호사 등이 이동식 목욕차 등으로 방문하여 목욕을 제공하고 목욕개호를 실시합니다.

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
요지원1·2	9,518엔	952엔
요개호1~5	14,077엔	1,408엔

방문간호



예를 들어 이런 경우 욕창치료, 정적주사를 관리해 주었으면 좋겠다.

의사의 지시에 따라 간호사 등이 가정에 방문 하여 요양상 필요한 수발과 진료보조를 실시합니다.

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
요지원1·2	8,829엔	883엔
요개호1~5	9,151엔	916엔

(비용에 대해서는 2024년 6월부터의 금액입니다.)

방문재활훈련



예를 들어 이런 경우
퇴원 후에도 집에서 계속해서 재활훈련을 받고 싶다.

의사의 지시에 따라 이학요법사, 작업요법사 등이 가정을 방문하여 재활훈련을 실시합니다.

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
요지원1·2	3,242엔	325엔
요개호1~5	3,351엔	336엔

(비용에 대해서는 2024년 6월부터의 금액입니다.)

재택요양관리 지도



예를 들어 이런 경우
요양상의 지도, 치아 및 약 복용을 관리해 주었으면 좋겠다.

의사, 치과의사, 약사, 관리영양사, 치과위생사, 보건사, 간호사 등이 방문하여 요양상의 관리와 지도를 실시합니다.

(1회당)

내 용	서비스 비용(100%)	이용자 부담(10%의 경우)
의사(월 2회까지)	5,150엔	515엔
치과의사(월 2회까지)	5,170엔	517엔
병원 또는 진료소의 약사(월 2회까지)	5,660엔	566엔
약국의 약사(원칙적으로 월 4회까지)	5,180엔	518엔
관리영양사(원칙적으로 월 2회까지)	5,450엔	545엔
치과위생사 등(원칙적으로 월 4회까지)	3,620엔	362엔

(비용에 대해서는 2024년 6월부터의 금액입니다.)

可在家享受的服务

上门护理、上门型服务



比如：
洗澡或上厕所需要帮助时。

由上门护理士（家庭护理员）等上门提供身体护理及生活援助。前往医院就诊时，提供帮助上下车的服务。

服务的实例

- 身体护理……帮助洗澡、如厕，辅助更衣、饮食、陪同前往医院就诊等。
- 生活援助……打扫房间、洗衣、购物、就餐的准备或做饭等。
- ※如保险利用者与家人同住，有可能不能享受此项服务，请事先向护理专员确认。
- 就医时等的上下车辅助……去医院就诊时，帮助上车或下车等。

(按次数收费，身体护理30分钟以上~未滿60分钟，生活援助超过45分钟时的收费。)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
身体护理(※)	4,303日元	431日元
生活援助(※)	2,446日元	245日元
就医时等的上下车辅助	1,078日元	108日元

※服务开始时间为早上(6~8点)、夜间(18~22点)时加收25%，深夜(22~6点)时则加收50%的服务费。

以下服务 不属于护理保险范畴。

- 利用者本人以外的房间的打扫、庭院除草及大扫除等。
- 详细内容请咨询服务提供机构或护理专员。

综合性事业的上门型服务(1级和2级需要援助者、事业对象)

① 护理预防型上门服务

由上门护理士(家庭护理员)等上门提供身体护理及生活援助。

② 生活援助型上门服务

由完成大阪市研修课程的服务人员等上门提供生活援助。

③ 居民互助型生活援助活动事业

※在部分地区实施

地区高龄者为了创造自己的人生价值，作为支持者作为护理预防事业开展生活援助活动。

④ 支持型上门服务

针对闭门不出者、需要提高口腔功能及改善营养者，由护士、牙科保健员、管理营养师上门提供援助。

※原则上，事业对象仅可利用④支持型上门服务。
(按月收费，即使只利用1次，也需要支付同样的月額。)

※不提供就医时等的上下车辅助服务。

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
① 护理预防型上门服务(每周约1次的情况)	13,077日元	1,308日元
② 生活援助型上门服务(每周约1次的情况)	9,874日元	988日元
③ 居民互助型生活援助活动事业	利用者负担100日元	
④ 支持型上门服务	利用者无需负担费用。	

费用为截至2024年2月1日的金额，可能会因制度改革而发生变化。

※地区密接型服务

定期巡访、随时应对型上门护理及护士服务

为了保证利用者能够每天二十四小时安心地在家生活，护理人员及护士等采取无论日间还是夜间都可以进行的定期巡访、随时应对的服务措施。

(1~5级需要护理者可以利用。)

(按月收费)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
1~5级需要护理者一体化/联合式(护理)	60,559日元~274,575日元	6,056日元~27,458日元
1~5级需要护理者一体化/联合式(护理/护士服务)	88,359日元~314,673日元	8,836日元~31,468日元
仅需夜间服务的利用者	10,997日元(定额/月) ※由利用者个人负担	1,100日元(定额/月) ※由利用者个人负担

比如：
希望一天二十四小时随时可以享受服务时。



※地区密接型服务

夜间应对型上门护理



比如：
夜间需要定时换尿不湿时。

通过夜间巡访或通报系统进行应对的上门护理服务。(1~5级需要护理者可以利用。)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
基本月額	10,997日元	1,100日元
定期巡访(1次)	4,136日元	414日元
随时上门(1次)	6,305日元~8,495日元	631日元~850日元

上门洗澡护理



比如：卧床不起的人士用家里的浴盆洗澡有困难时。

护理人员及护士等带着移动洗浴车上门，提供浴盆，实施洗浴护理。

(按次数收费)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
1~2级需要援助者	9,518日元	952日元
1~5级需要护理者	14,077日元	1,408日元

上门护士服务



比如：需要治疗褥疮、打点滴时。

按照医生的指示，护士等上门帮助进行治疗和保养或辅助医生的诊治等。

(按次数收费，由上门护士站提供服务30分钟以上~未滿60分钟。)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
1~2级需要援助者	8,829日元	883日元
1~5级需要护理者	9,151日元	916日元

(费用为从2024年6月开始的金额。)

上门康复训练



比如：
出院后，希望在家继续进行康复训练时。

按照医生的指示，物理治疗师、作业治疗师等上门指导康复训练。

(按次数收费)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
1~2级需要援助者	3,242日元	325日元
1~5级需要护理者	3,351日元	336日元

(费用为从2024年6月开始的金额。)

居家疗养管理指导



比如：希望得到治疗保养方面的指导或牙齿保健及服用药物方面的管理时。

医生、牙科医生、药剂师、营养师、保健师、护士等上门实施治疗保养上的管理和指导。

(按次数收费)

内容	服务费(100%)	利用者负担(10%时)
医生(每月最多2次)	5,150日元	515日元
牙科医生(每月最多2次)	5,170日元	517日元
医院或诊所的药剂师(每月最多2次)	5,660日元	566日元
药店的药剂师(原则上每月最多4次)	5,180日元	518日元
营养师(原则上每月最多2次)	5,450日元	545日元
牙科卫生士等(原则上每月最多4次)	3,620日元	362日元

(费用为从2024年6月开始的金额。)

In-Home Care Services

Home-Visit Care/Home-Visit Services



Use when:
 • you want someone to help you take a bath or use the bathroom.

A certified home-visit care worker (home helper, etc.) visits your home to provide physical care and housekeeping support. They will also help you get into and out of vehicles, for example, when you visit the hospital.

Service Examples

- Physical care..... Assistance with bathing, going to the bathroom, changing clothes, eating, visiting the hospital, etc.
 - Housekeeping support..... Cleaning, laundry, shopping, serving and preparing meals, etc.
- Note: If you are living with someone, these services may not be available.
- Hospital visit assistance..... Assistance with getting into and out of vehicles for regular hospital visits

(Cost per visit for use of physical care services for 30-60 minutes or housekeeping support for 45 minutes or more)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Physical care*	4,303 yen	431 yen
Housekeeping support*	2,446 yen	245 yen
Hospital visit assistance	1,078 yen	108 yen

*For the use of services provided in the early morning (6:00-8:00) or at night (18:00-22:00), an additional 25% fee will be charged, as well as an additional 50% fee for services provided late at night (22:00-6:00).

Services not covered by insurance

- Cleaning for someone else's room, yard work, or general house cleaning, etc.
- Check with your service provider or care manager for details

Home-Visit Services of Comprehensive Services (for Support Level 1 and 2, and Applicable Persons)

- Home-Visit Preventive Care Services** A certified home-visit care worker (home helper) provides physical care and housekeeping support.
- Home-Visit Housekeeping Support Services** Staff who completed the training by Osaka city and other staff provide housekeeping support.
- Lifestyle support activities project based on cooperation by residents** Lifestyle support activities are offered as a way to help elderly residents in the community increase their appetite for life and avoid the need for long-term care. *Available in some areas
- Home-Visit Support Services** A nurse, dental hygienist, or registered dietitian visits and provides assistance to persons who are shut-in at home or need improvement of oral functions or nutrition.

*In general, Applicable Persons can only use ④ Home-Visit Support Service.

(Cost per month. Monthly fee is charged even if used only once.) *Support for getting in and out of vehicle to hospital is not available.

Details:	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
①Home-Visit Preventive Care Services (once a week)	13,077 yen	1,308 yen
②Home-Visit Housekeeping Support Services (once a week)	9,874 yen	988 yen
③Lifestyle support activities project based on cooperation by residents	User cost: 100 yen	
④Home-Visit Support Services	No user cost	

Costs are current as of February 1, 2024, but may be changed if associated programs are modified.

Community-Based Service

Regular/Need-Based Home-Visit Care and Nursing

Care workers and nurses, etc. provide a 24-hour service through regular or need-based visits so that you can stay in the comfort of your home throughout the day and night.

(Available for those at Care Level 1 to 5.)

(Cost per month)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Care Levels 1 through 5 combined/collaborative (care)	60,559 yen to 274,575 yen	6,056 yen to 27,458 yen
Care Levels 1 through 5 combined/collaborative (care and nursing)	88,359 yen to 314,673 yen	8,836 yen to 31,468 yen
Users who require nighttime service only	10,997 yen (fixed, monthly) *Separate user burden applies.	1,100 yen (fixed, monthly) *Separate user burden applies.

Use when:
 • you need 24-hour assistance.



Community-Based Service

Nighttime Home-Visit Care



Use when:
 • you require a diaper change during the night.

Home-visit care is provided at nighttime through regular visits or a call system. (Available for those at Care Level 1 to 5.)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Basic cost (monthly)	10,997 yen	1,100 yen
Regular visit (per visit)	4,136 yen	414 yen
Need-based visit (per visit)	6,305 yen to 8,495 yen	631 yen to 850 yen

Home Visit Bathing Service

Use when:
 • you have difficulty taking a bath by yourself



Care workers and nurses, etc. visit your home with a vehicle equipped with a portable bath tub and help you bathe.

(Per visit)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Support Level 1 and 2	9,518 yen	952 yen
Care Level 1 to 5	14,077yen	1,408 yen

Home Visit Nursing



Use when:
 • you want someone to help with bedsores or intravenous injections.

According to the doctor's directions, a nurse visits your home to take care of you and gives medical assistance for treatment.

(Per visit for the use of services by a home-visit nursing station for 30-60 minutes)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Support Level 1 and 2	8,829 yen	883 yen
Care Level 1 to 5	9,151 yen	916 yen

(Costs will take effect in June 2024.)

Home-Visit Rehabilitation Service



Use when:
 • you want to do rehabilitation after being discharged from the hospital.

According to the doctor's directions, a physical therapist or occupational therapist visits your home to provide rehabilitation services.

(Per visit)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Support Level 1 and 2	3,242 yen	325 yen
Care Level 1 to 5	3,351 yen	336 yen

(Costs will take effect in June 2024.)

In-Home Medical Care Management Guidance



Use when:
 • you need advice on health care for treatment, or guidance on dental health or taking medication.

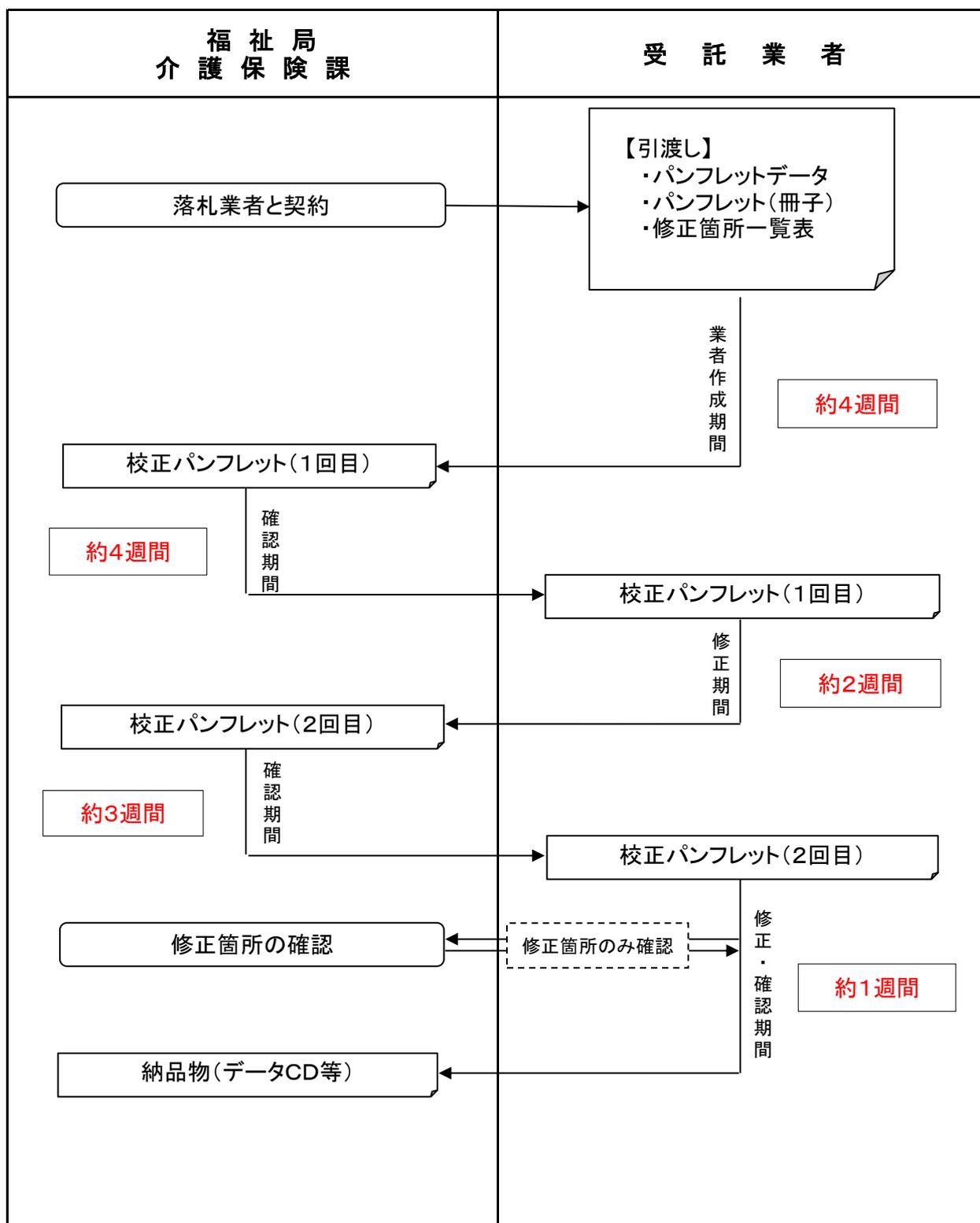
A doctor, dentist, pharmacist, registered dietitian, dental hygienist, public health nurse or registered nurse, etc. visits your home to offer guidance and advice on your health care for treatment.

(Per visit)

Level of Care Required	Service Cost (100%)	User Cost (if 10%)
Doctor (up to 2 visits per month)	5,150 yen	515 yen
Dentist (up to 2 visits per month)	5,170 yen	517 yen
Pharmacist from hospital or clinic (up to 2 visits per month)	5,660 yen	566 yen
Pharmacist from pharmacy (up to 4 visits per month, in principle)	5,180 yen	518 yen
Registered dietitian (up to 2 visits per month, in principle)	5,450 yen	545 yen
Dental hygienist, etc. (up to 4 visits per month, in principle)	3,620 yen	362 yen

(Costs will take effect in June 2024.)

介護保険制度パンフレット(外国語版) 翻訳・版下作成スケジュール (韓国・朝鮮語、中国語、英語)



※本スケジュールは予定であり具体的な日程は委託業者決定後に別途協議します。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。